定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十四日

札幌市東区丘珠町四九九番地一〇六号

株式会社丸豊豊和建設

代表取締役　古家　靖大

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十四日

東京都江戸川区松江二丁目九番一五号

株式会社レヂトン

代表取締役　山下　禮司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十四日

東京都港区南青山五丁目一六番六号

ノマ電気株式会社

代表取締役　樋口　亘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十四日

川崎市中原区上小田中六丁目二二番一〇号

三光ライト工業株式会社

代表取締役　永峰　大三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県大垣市神田町一丁目一番地

株式会社弘光舎

代表取締役　小野　義明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十四日

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町二二七五番地一

坂口建材株式会社

代表取締役　満岡　彰

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社大成金属工業所と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十四日

神戸市長田区東丸山町二番一三号

大成金属商事株式会社

代表取締役　竹中　健祐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である勝又秀樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十四日

神奈川県川崎市幸区戸手四丁目九番二一一〇三号　ＳｉｔｅＲａｎｋ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　勝又　秀樹

限定承認公告

本籍栃木県足利市宮北町八―七、最後の住所千葉県柏市西山一丁目二番三号

被相続人　亡　長谷川展良

右被相続人は平成二十六年七月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日

千葉県柏市西山一丁目二番三号

限定承認者　長谷川　均

限定承認公告

本籍大阪府大阪市柴島町二〇一番地、最後の住所京都府京都市中京区壬生高樋町二八番二　睦荘二階七号

被相続人　亡　竹内　鮎子

右被相続人は平成二十六年六月十一日から二十日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日

京都府京都市下京区油小路綾小路下ル風早町五九九　相続財産管理人　竹内美佐緒

限定承認公告

本籍京都市中京区新京極通錦小路上る東側町五三四番地、最後の住所京都市中京区御幸町通蛸薬師下る船屋町三七二番地

被相続人　亡　金田　泰行

右被相続人は平成二十五年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月六日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日

京都市中京区御池通高倉西入高宮町二〇〇番地　千代田生命京都御池ビル九階　後藤総合法律事務所

限定承認者金田真由美

右代理人弁護士　後藤　真孝

限定承認公告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪五八〇番地三、最後の住所大阪府高槻市氷室町二丁目三七番一三―二〇二号

被相続人　亡　宗宮　隆

右被相続人は平成二十六年八月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日

大阪府高槻市上土室三丁目三一番二〇七―二〇四号　相続財産管理人　粟田万佐子

株式交換公告

債権者　各位

当社（甲）は、平成二十六年十一月十三日開催の取締役会において、株式会社ニワンゴ（乙、東京都中央区銀座四丁目一二番一五号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

効力発生日は平成二十六年十二月十六日であり、会社法第七九六条第三項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める当社の株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月十日

掲載頁　九十頁（号外第二六八号）

平成二十六年十一月十四日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号

株式会社ドワンゴ

代表取締役　荒木　隆司

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000206/i95v/

平成二十六年十一月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ａｓｔｒｏ特定目的会社

取締役　井出　清彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十月二十八日目次欄中（原稿誤り）				
一一九～一二一			租税に関する相互行政支援に関する条約の日本国政府による地方法人税の採用に関する件	租税に関する相互行政支援に関する条約の日本国政府による地方法人税の採用に関する件

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十四日付第二五一号
九月二十九日付参会第一号

六四ページ●同日付政府調達第二二四号七二ページ●（その一）一六ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）